千葉県生涯学習審議会 県立博物館・美術館部会の設置について (案)

1 設置趣旨

平成30年8月第一次答申の中で、「県立博物館・美術館の今後の在り方」のうち審議に至ってなかった「施設整備の方向性」について、集中的に検討・協議する必要があることから、 生涯学習審議会の中に「県立博物館・美術館」部会を設ける。

2 審議の経過

平成30年3月の諮問以降、同年8月には第一次答申を得、現在も審議は継続中である。

- 第12期第2回会議 平成29年12月13日 県立美術館・博物館の現状と課題を報告
- 第12期第3回会議 平成30年 3月23日 諮問
- 第12期第4回会議 平成30年 5月23日 審議
- 第12期第5回会議 平成30年 7月27日 審議
- 第12期第6回会議 平成30年 8月31日 第一次答申
- 第12期第8回会議 平成31年 2月 5日 関連市町との協議の進捗状況を報告

3 設置根拠

(1) 千葉県生涯学習審議会条例(平成3年7月22日 条例第32号)

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(2) 千葉県生涯学習審議会運営規則(平成3年7月22日 教育委員会規則第10号) (職員等の出席)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

- 第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2条及び第3条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2 条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第3条中「審 議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

4 構成員

生涯学習審議会委員5名

※ 適宜外部からの協力員(関係市町の行政関係者等)の出席

5 設置期間

設置した日から令和2年3月末日までとする。

6 スケジュール(予定)

回 数	日 程 (予定)
第1回	令和元年〇月
第2回	令和元年○月

参考

県立博物館・美術館の今後の在り方について

1 生涯学習審議会の審議経過

平成29年12月13日 審議 県立博物館・美術館の現状と課題

平成30年 3月23日 諮問「県立博物館・美術館の今後の在り方について」

平成30年 5月23日 審議

平成30年 7月27日 審議

平成30年 8月31日 第一次答申

2 「県立博物館・美術館の今後の在り方について」第一次答申(平成30年8月31日)

- (1) 第一次答申とする理由
 - ・これまでの審議で、これからの県立博物館についての基本的な考え方が整理された。
 - ・個々の施設の具体的な在り方は、関係市町との協議を経なければならないため、県立図書 館のような「施設整備の方向性」等の部分は、今後の審議とする。
- (2) 第一次答申の構成
 - 1 県立博物館の沿革
 - (1) 博物館設置構想と整備
 - (2) これまでの博物館の見直し経緯
 - (3) 今後の在り方検討の視点
 - 2 博物館をめぐる現状と課題
 - (1) 博物館をとりまく社会状況の変化
 - (2) 県内博物館の現状と県立博物館の現状と課題
 - 3 これからの県立博物館について
 - (1) 県立博物館の役割
 - (2) 博物館機能の強化・集約
 - (3) 博物館在り方検討の方向性
- (3) 博物館在り方検討の方向性の要点

(県立博物館の役割)

- ア 全県域を俯瞰した資料収集・保管、調査・研究、教育・普及等を行う。
- イ 県立博物館は、県の魅力、県民の誇りとなるような文化・自然等を発信・紹介に努める。

(県立博物館の機能集約等)

- ウ 効率的かつ高度化した博物館資料の一元管理を進める。
- エ 地域史と特定テーマを扱う博物館は、長期的な視点で、地元での活用を含め、現状の 県運営の在り方を見直す。
- オ 以上を踏まえ、全県域を俯瞰する役割の博物館について機能強化を進める。